

## 新発田産食材消費拡大応援補助金要綱

～地元の食材を活用しませんか？～

### 1 目的

新発田産食材の魅力について、消費者に改めて知ってもらうために、食材の購入に掛かる費用の一部を補助します。

### 2 対象事業者

補助金の交付対象者は、新発田産食材の加工又は調理をした上で直接消費者に販売若しくは提供している市内に本社若しくは本店等がある法人又は個人事業主とします。

### 2 補助対象経費

令和6年2月20日から令和6年6月30日までの期間に以下の新発田産食材を購入した経費を補助対象とします。

- (1) にいがた和牛新発田牛
- (2) 越後姫
- (3) アスパラガス

### 3 補助金額

補助金の額は、補助対象経費の合計額（税抜き）の2分の1とし、上限を3万円とします。

※分割して請求する場合であっても、1事業者の請求額の累計額は3万円が上限です。

### 4 補助金申請方法

別紙「新発田産食材消費拡大応援補助金交付申請書兼請求書」を提出してください。申請時には以下の書類を添付してください。（申請書兼請求書の様式は市ホームページにも掲載しております。）

- 1 補助金対象経費であることが分かる書類（以下の項目が分かる納品書、請求書、領収書などの資料）
  - ・新発田産であること
  - ・食材の名称（品種指定がある場合は品種も含む）がわかること
  - ・令和6年2月20日～令和6年6月30日の間に購入したこと
- 2 振込口座が分かる書類（通帳の写し など）
- 3 誓約書

【注意！！】

小売店が発行するレシートなどに「新発田産」、「にいがた和牛新発田牛」、「越後姫」などが明記されていない場合は、それらが明記された領収書などを発行してもらってください。

※請求するタイミングについては【裏面】をご確認ください。

### 5 受付期間

令和6年7月31日（水）まで

※消印有効

※予算がなくなり次第終了

### 6 その他

- ・不正な請求が発覚した場合は、補助金の全額を返還していただきます。
- ・記載事項は今後変更の可能性がありますので、その際は随時ご案内します。

【裏面あり】

●請求するタイミングについて

**【申請例1】 一括で申請する**

2月	越後姫購入額	5,000円	合計 65,000円	→	6万円以上になった時点で まとめて請求 請求額：3万円
	新発田牛購入額	10,000円			
3月	越後姫購入額	5,000円			
	新発田牛購入額	20,000円			
4月	新発田牛購入額	15,000円			
	アスパラ購入額	10,000円			

  

**【申請例2】 分割して申請する**

**分割する場合は、1カ月単位などある程度まとめた期間の請求をお願いいたします。**

2月	越後姫購入額	5,000円	小計 10,000円	→	2、3月分を請求 請求額：5,000円
3月	越後姫購入額	5,000円			
4月	新発田牛購入額	10,000円	小計 15,000円	→	4月分を請求 請求額：7,500円
	アスパラ購入額	5,000円			
5月	新発田牛購入額	10,000円	小計 20,000円	→	5月分を請求 請求額：10,000円
	アスパラ購入額	10,000円			
6月	新発田牛購入額	10,000円	小計 20,000円	→	6月分を請求 請求額：7,500円
	アスパラ購入額	10,000円			

請求額の累計額は 上限 3万円

※上記のように2、3月分を請求できた場合においても、4月以降の請求が確保されるわけではありませんのでご注意ください。

※分割して請求する場合であっても、1事業者の請求額の累計額は3万円が上限です。

※いずれも予算がなくなり次第受付終了とさせていただきますので、ご留意  
願います。

**【問い合わせ先 及び 提出先】**  
 新発田市商工振興課 〒957-8686 新発田市中心中央町 3-3-3 ヨリネスしばた 6階  
 TEL：0254-28-9650 FAX：0254-28-9670 メールアドレス：[shoukou@city.shibata.lg.jp](mailto:shoukou@city.shibata.lg.jp)